

# 原告準備書面(21)

被告による汚染水処理と  
原発を稼動する資質・能力について

# 本準備書面の目的

- 原告準備書面(18)に続いて、平成25年11月22日から平成26年3月5日ころまでの福島第一原発における汚染水処理等の被告の対応を概括する
- 被告の汚染水処理等が杜撰であり、被告に原発を稼動する資質・能力はない

トラブル(汚染水関係)

# トラブル(汚染水漏出等)

12月1日 ALPSからの塩酸漏れ

12月21日 堰からの汚染水漏れ

12月22日 堰からの汚染水漏れ(2日連続)

12月24日 堰からの汚染水漏れ

1月18日～ 3号機建屋内の汚染水漏れ

2月6日 配管からの汚染水漏れ

2月11日 コンクリート床からの流出

※日付はいずれも被告発表日 (以下同じ)

# トラブル(汚染水漏出等)

2月16日 堰からの汚染水漏れ

2月20日 タンクからの汚染水漏れ

2月25日 4号機使用済み燃料プールの冷却  
停止

2月26日 ALPSの不具合による汚染水処理停  
止

人為的ミス

# 人為的ミス

2月19日 誤操作による温度計の故障

2月20日 タンクに水が入りすぎたことでタンク上部から汚染水があふれ、流出した。

## 極めて重要な人為的ミス

2月25日 電源ケーブルを過って傷つけたことによる4号機使用済み燃料プールの冷却停止

# 2月20日の人為的ミス

## 3つの人為的ミス

- ① タンクの水位が高くなったという警報が出たが、水位計などの計器トラブルと判断し、タンクの水位を確認しなかった。



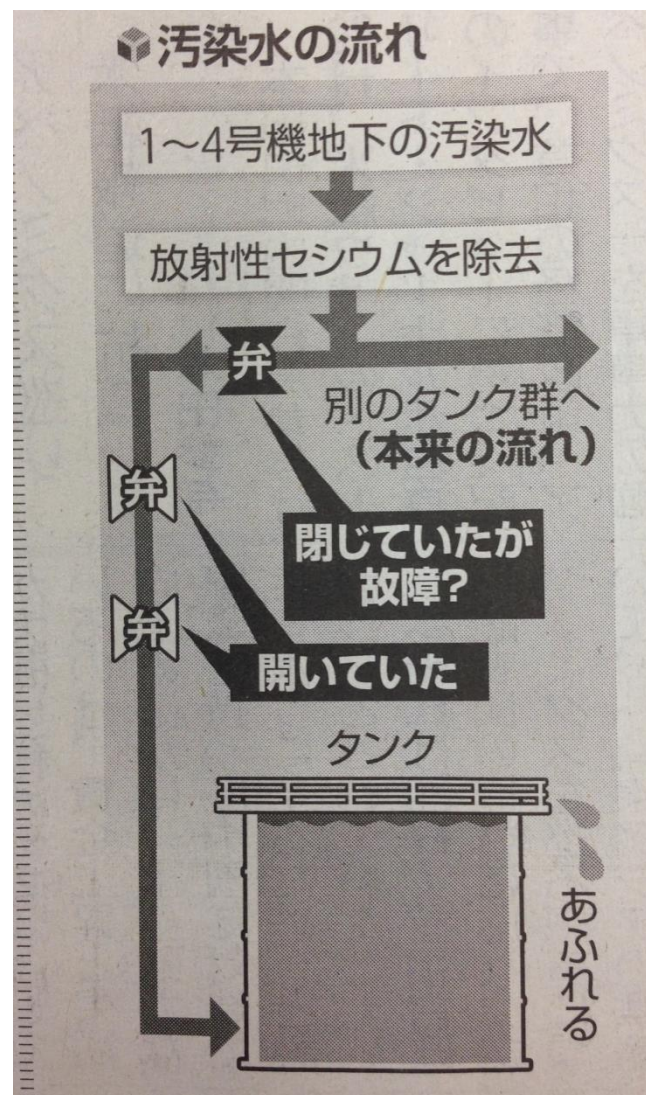
②3つある弁のうち、2つの弁を開きっぱなしにしていた。

東電「弁の操作を簡単にしようした」

規制委「締めておけば漏れは防げた」

③残る1つの弁がなぜ開いていたかは不明。

東電「特定できない」



# 被告の隠蔽体質

# 被告の隠蔽体質

- 1月8日 被告が福島第一原発の港湾内の海水と地下水に含まれる放射性ストロンチウムの計測値の半年分(平成25年6月～11月に採取した140件)を公表していなかったことが分かった。
- 2月4日 新潟県技術委員会の分科会において、被告は、メルトダウンの公表が約2カ月遅れた理由について、「メルトダウンの用語を使用してはいけないという「空気」の様なものが熟成され、圧力と感じていた」という文書を提出した。

# 被告の隠蔽体質

- 2月6日 被告は、これまで、平成25年7月に護岸近くの観測用井戸から採取した地下水について、ストロンチウムを含むすべてのベータ線を発生する放射性物質の濃度を1リットルあたり90万ベクレルと発表していたが、実際には、ストロンチウム90だけで500万ベクレル、ベータ線を出す放射性物質全体の濃度は1000万ベクレル前後であった。そして、被告は、平成25年10月にはこの数値の矛盾を認識していたにもかかわらず、4か月間これを公表しなかった。

被告「意図的ではなかったが、反省している」

検出された放射性物質

# 放射性物質の検出

※ストロンチウム90の法令告示濃度は30ベクレル/L

- 11月26日 ストロンチウムなど91万ベクレル/L(井戸)
- 12月2日 ストロンチウムなど110万ベクレル/L(井戸)(過去最高値)
- 12月4日 ストロンチウムなど130万ベクレル/L(井戸)(過去最高値)
- 12月6日 1・2号機の配管 毎時約25シーベルトの放射線量(屋外での過去最高値)

# 放射性物質の検出

- 12月27日 スロンチウムなど210万ベクレル／L(井戸)(過去最高値)
- 1月9日 タンクエリア近くの放射線量年8ミリシーベルト(基準値の8倍)
- 1月21日 スロンチウムなど310万ベクレル／L(地下水)(過去最高値)
- 2月6日 スロンチウム500万ベクレル、放射性物質全体1000万ベクレル／L(井戸)
- 2月13日 セシウム13万ベクレル(護岸の地下水として過去最高値)

福島第一原発で汚染水の処理を適切に行うことができない被告が、本件原発を適切に稼働させ、過酷事故時に適切な対応を行うことが出来るのか？